

# 被保護母子世帯の開始状況と廃止水準

藤原千沙・湯澤直美

---

はじめに

- 1 研究方法と対象
- 2 開始時の世帯状況
- 3 生活保護の廃止水準

おわりに

はじめに

格差・貧困の広がりとともに被保護世帯が増加し続けるなか、生活保護制度のあり方をめぐる議論が進められ、高等学校等就学費の給付、老齢加算の廃止など、具体的な制度改革が進行している。なかでも「利用しやすく、自立しやすい」制度への見直しを基本的視点とした社会保障審議会福祉部会「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告」（2004年12月）を受け、2005年度より導入された自立支援プログラムは、これまでの経済的給付に加えて福祉事務所が組織的に被保護世帯の自立を支援する手段として導入されたものであり、その背景には、「被保護世帯の抱える問題の複雑化と被保護世帯数の増加により、担当職員個人の努力や経験等に依存した取組だけでは、十分な支援が行えない状況となっている」現状が指摘されている<sup>(1)</sup>。

しかし既存の生活保護統計では、どのような世帯が生活保護制度を利用しているのかについての情報は限られており、被保護世帯の抱える問題が複雑化しているという現状の具体的な態様は確認することができない。それゆえ、被保護世帯の抱える問題の深刻さや、福祉事務所の担当職員個人による支援の困難さについては、被保護世帯への聞き取り調査（青木2003等）、あるいは福祉事務所職員への質問紙調査（森川ほか2006等）・聞き取り調査（杉村2003等）などから把握する方法しか一般的にアプローチできないのが現状である。生活保護を「利用しやすく、自立しやすい」制度へと再編成させていくためには、どのような世帯が生活保護制度を利用し、どのように自立しているのか、被保護世帯の実態や現行制度の機能について多方面から把握を重ねていく必要がある。

そこで本稿では、A自治体で2005年度に生活保護の受給が終了した世帯（廃止世帯）のうち、母

---

(1) 厚生労働省社会・援護局長「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」（社援発第0331003号／平成17年3月31日）。

子世帯を対象として保護の開始時と廃止時の状況について自治体データをもとに分析し、どのような世帯状況のもとで生活保護が開始され、どのような所得水準のもとで廃止となっているかについて、明らかにすることを目的とする。母子世帯を対象とするのは、稼働年齢層のいる世帯として自立支援の主たる対象に位置づけられながら、一方で、児童扶養手当の削減や母子加算の廃止・復活など所得保障制度が改変されており、自立支援プログラムの策定においても世帯の生活実態やニーズを明らかにすることが求められているからである。本研究は特定自治体ケースという限られた調査対象であるものの、政府統計や全国平均値では把握することができない被保護層の実態を開始時と廃止時に焦点をあてて数量的に明らかにするものであり、現行の生活保護制度の役割や運用のあり方を検討するうえで基礎的知見を提供するものである。

## 1 研究方法と対象

### (1) 研究方法

本稿で用いるデータは、A自治体において2005年度に生活保護の受給が終了した世帯（廃止世帯）全483世帯のうち、保護の開始時点あるいは廃止時点の世帯類型が「母子世帯」だった世帯である。同一世帯について保護の開始時点と廃止時点の双方を把握するために、生活保護を現在受給中の世帯ではなく、保護が廃止された世帯を対象とした。研究の方法は、A自治体の福祉事務所の職員から生活保護行政の概要と開始・廃止の動向について聞き取りをするとともに、生活保護廃止世帯に関するデータから、開始・廃止時の世帯構成、就業・疾病等の状況、受給期間中の変化等、研究目的にかかわるデータのみを収集する方法をとった。データの取扱いについては、研究の目的・研究方法・公表の仕方などについてA自治体と慎重に意見交換を重ね、個人情報保護法を遵守する守秘義務誓約書を提出したうえで、2006年8月から2008年2月までデータ収集を行った。また、これらの自治体データに基づく分析を補うために、①2006年8月時点でA自治体において生活保護を受給していた4世帯、②A自治体で過去に保護を受給した経験のある2世帯、③生活保護を一度も受給したことのないA自治体の2世帯の母子世帯を対象に、2006年8月から2009年12月にかけて経年インタビュー調査を行った。

A自治体は、大都市近郊ではない地方の中型都市である。大都市ではないものの、地域経済圏においては中核をなしており、雇用機会は近隣地域に比べて多く、医療機関も集中している。全国平均と比較すると、高齢化率、失業率、離婚率は高く、有効求人倍率は低い。産業構造は、全国平均と比べて第一次産業・第二次産業就業者の割合は低く、第三次産業就業者の割合が高い。生活保護については、世帯保護率・人員保護率ともに、全国平均より高い。被保護世帯の構成比は、全国平均と比べて「高齢者世帯」の割合が低く、「母子世帯」の割合が高い。2005年度の廃止世帯数は、2004年度と2006年度の間に位置する平均的な数である。また、2005年度廃止世帯の開始から廃止までの平均受給期間は5.0年であり、2004年度5.3年、2006年度5.1年と比較してそれほど違いはなく、A自治体の生活保護行政において2005年度に特有の事情や状況はないと考えられる。

## （2）分析対象

A自治体における2005年度の保護廃止世帯（483世帯）のうち、世帯類型が保護の開始時点で「母子世帯」だった世帯は123世帯（25.5%）、廃止時点で「母子世帯」だった世帯は104世帯（21.5%）である。その内訳は、（a）開始時も廃止時も「母子世帯」だった世帯が92世帯、（b）開始時「母子世帯」だが廃止時は他の世帯類型だった世帯が31世帯、（c）開始時は他の世帯類型だったが廃止時には「母子世帯」だった世帯が12世帯である。同一世帯であっても、生活保護を受給している過程で世帯類型は変動することがあるため、開始時と廃止時の世帯類型は必ずしも一致しない。本稿は、開始時と廃止時に焦点をあてるため、開始時の分析（第2節）においては（a）（b）合計123世帯を分析対象とし、廃止時の分析（第3節）においては（a）（c）合計104世帯を分析対象とする。

なお、生活保護行政における「母子世帯」とは、「現に配偶者がいない18歳以上65歳未満の女と18歳未満の子だけで構成されている世帯」を指し、この世帯構成員の条件に合致すれば、「障害者世帯」「傷病者世帯」より優先的にカテゴライズされる世帯類型である。同居している長子が18歳を超えるなど世帯類型定義に外れた場合は、世帯主である母の年齢、障害・傷病状況、稼働状況に応じて、他の世帯類型に振り分けられる。

本調査対象は2005年度に保護が廃止された世帯であるため、保護の開始年は、開始時「母子世帯」では1975年～2005年、廃止時「母子世帯」では1990年～2005年と多岐にわたっている。また、開始から廃止までの平均受給期間は、開始時「母子世帯」では5.0年、廃止時「母子世帯」では3.4年である。

## 2 開始時の世帯状況

被保護母子世帯が保護の開始に至る背景にはさまざまな要因が重層的に絡み合っていることは先行研究で質的に把握されてきた。しかしデータ収集の難しさから数量的な研究は少ない。そこで本節では、「母子世帯」として保護が開始された123世帯を対象として、保護開始時のデータから、どのような世帯が保護開始に至ったのかについて数量的に考察する。なお以下の考察においては、母子世帯の世帯主を「母」と称する。

### （1）保護の開始理由と母の個人属性

図表1は、母子世帯の保護開始理由について、全国とA自治体を比較したものである。いずれも「働いていた者の離別等」を開始理由とする割合が最も多いが、全国の3割（27.9%）に対してA自治体（行政資料）では4割（42.7%）を占め、全国では2番目に多い「傷病」（23.7%）がA自治体（行政資料）では相対的に少ない（13.5%）のが特徴である。A自治体（本調査）の数値は2005年度廃止世帯が対象であるため、開始年はそれぞれ異なることに留意しなければならないものの、保護開始理由として最も多いのは「働いていた者の離別等」56.1%であり、続いて「貯金等の減少・喪失」16.3%、「失業」11.4%、「傷病」8.1%となっている<sup>(2)</sup>。

(2) 本調査では開始理由を精査し、同様の開始事例でもケースワーカーごとに開始理由の判定が異なっていたケースについては、統一した基準で開始理由を再判定している。

図表1 生活保護の開始理由（母子世帯）

	全国	A自治体	
	2005年9月 開始世帯	2005年度 開始世帯 (行政資料)	2005年度 廃止世帯 (本調査)
傷病	23.7%	13.5%	8.1%
急迫保護で医療扶助単給	0.8%	—	—
要介護状態	0.3%	—	—
働いていた者の死亡	0.9%	3.4%	—
働いていた者の離別等	27.9%	42.7%	56.1%
失業	6.1%	9.6%	11.4%
高齢による収入の減少	—	—	—
事業不振・倒産	0.5%	—	0.8%
その他の働きによる収入の減少	9.1%	13.5%	4.1%
社会保障給付金の減少・喪失	0.8%	0.6%	—
貯金等の減少・喪失	18.8%	11.2%	16.3%
仕送りの減少・喪失	3.2%	2.2%	—
その他	7.9%	3.4%	3.3%
計	100.0%	100.0%	100.0%

出所) 全国は『平成17年度 社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)』。

注) A自治体の本調査は2005年度廃止世帯で開始時「母子世帯」だった123世帯の開始時における開始理由であり、開始年はそれぞれ異なる。

本調査対象世帯の開始時の母の年齢は19～54歳まで分布しているが、「20代」48世帯（39.0%）、「30代」54世帯（43.9%）が中心であり、平均年齢は32.4歳である。18歳未満の子の数は、「1人」48世帯（39.0%）、「2人」48世帯（39.0%）、「3人」18世帯（14.6%）、「4人」9世帯（7.3%）であり、平均1.9人である。母の学歴は、「中卒」42世帯（34.1%）、「高校中退」18世帯（14.6%）、「高卒」62世帯（50.4%）、「短大卒以上」1人（0.8%）であり、中卒と高校中退を合わせると約半数（48.8%）は高校卒業資格を有していない<sup>(3)</sup>。母が保護開始時に就労していたのは43世帯（35.0%）であり、学歴別に就労率をみると、高卒資格をもたない場合（中卒、高校中退）は30.0%、高卒以上の場合は40.3%である。なお、本調査対象のうち、結婚経験のある者の最初の結婚年齢は平均21.8歳であり、また、第1子の出産年齢は平均23.1歳である<sup>(4)</sup>。このように、比較的若く結婚・出産に至っている背景には、早期に学校を離れることになった学歴達成の影響があると推察される。

## (2) 保護開始に至るまでの背景事情

母子世帯の開始理由では「働いていた者の離別等」が最も多いが、生活保護の開始理由に関する統計は一世帯につき一項目の理由が選択されており、複合的な理由を抱えて保護開始に至る状況については把握することができない。「働いていた者の離別等」で母子世帯になったとしても、保護を

(3) 「中卒」後に3世帯、「高校中退」後に2世帯、「高卒」後に3世帯の母はその後、専修学校・各種学校を卒業しているが、少数であるため、学歴データとしては進学前の「中卒」「高校中退」「高卒」に分類している。なお学歴データの詳細については湯澤・藤原[2009]を参照されたい。

(4) ここでいう「結婚」とは、データ上「結婚」と記されているものを指し、事実婚か法律婚かは確認できない。

必要とする背景には離別を超える要因が働いていると考えられることから、数量的に把握可能なデータから背景事情の考察を試みる。

まず、子どもの父（夫等）との離別（離婚、死亡、失踪、交際破綻等）から保護開始までの期間をみると、「1年未満」76世帯（61.8%）、「1年以上3年未満」20世帯（16.3%）、「3年以上5年未満」8世帯（6.5%）、「5年以上10年未満」10世帯（8.1%）、「10年以上」7世帯（5.7%）である（不詳2世帯）。約6割が子の父との離別から1年未満に保護を開始しているが、母子世帯としてある程度の期間は生活したものの数年後に保護の開始に至った世帯も少なくない<sup>(5)</sup>。

被保護母子世帯には傷病・障害の問題を抱える世帯が多いことが先行研究では指摘されているが、本調査対象世帯をみると、保護開始時のデータで母の障害が記載されていた世帯は4世帯（3.3%）、母の傷病が記載されていた世帯は21世帯（17.1%）、子どもの障害が記載されていた世帯は5世帯（4.1%）、子どもの傷病が記載されていた世帯は4世帯（3.3%）である<sup>(6)</sup>。世帯主である母に障害・傷病があっても、「母子世帯」の世帯類型定義に合致する限りは「障害者世帯」「傷病者世帯」ではなく「母子世帯」として類型化されるため、母子世帯の抱える障害・傷病の問題は見えにくい。なお、生活保護統計における母子世帯の保護の開始理由でA自治体は全国に比べて「傷病」の割合が相対的に少なかったが、母の約2割に障害・傷病があるというのは、全国の「傷病」による開始の割合（23.7%）と同程度である<sup>(7)</sup>。

次に、保護開始に至るまでの配偶者等からの暴力（以下DV）の存在について、保護開始時のデータで記載があったのは27世帯（22.0%）である。学歴別にみると、高卒資格をもたない場合（中卒、高校中退）は26.7%、高卒以上の場合には17.7%である。保護の開始理由別でみると、「働いていた者の離別等」を開始理由とする場合は27.5%、それ以外を開始理由とする場合は14.8%であり、「働いて

(5) 母子世帯になってから保護を開始するまでの期間の長短について、インタビュー調査から考察すると、母子世帯になって母の就労収入と児童扶養手当でかろうじて生活を維持してきたものの、母の失業、貯金・手持金の減少、母や子の発病や傷病悪化などにより、暮らしの均衡が破綻して数年後に生活保護の受給に至った場合には、保護の開始時点において母子世帯の母は心身ともに疲れ果て、自助努力ではどうにもならない絶望感や無力感に襲われているケースがあった。また、子どもの父との離別後すぐに保護を開始した場合には、経済的困難に加えてDVの恐怖や借金の取立てなど精神的な疲労を蓄積させていたケースがあった。

(6) あくまで保護開始時のデータで記載があった数であり、保護の開始後、保護の廃止までの受給期間中に、障害・傷病について記載されている数ではさらに増加する。インタビュー調査からみると、生活保護を継続して数年以上受給している世帯は障害・傷病などの健康問題を母だけでなく子どもも抱えている世帯があったのに対して、保護を受けた経験があるが現在は受けていない世帯、保護を一度も受けていない世帯は、母だけでなく子どもも目立った健康問題を抱えていないという特徴があった。一度は保護を廃止したものの再び保護を開始したケースでは、廃止直後に比べて再受給となった3年後の段階では母の体調は目に見えて悪化していた。このケースは、廃止後の母の長時間労働と職場のストレスにより母の疲労が蓄積しており、身体面のみならず精神面でも通院を要する状態になっていた。

(7) 「傷病」による開始とは、「傷病・障害のために世帯の収入が減少又は出費がかさんだことにより、保護が開始された世帯」と定義されている。しかし、たとえば、障害・傷病を有する女性が夫と離婚して母子世帯として暮らし始めた後、預貯金・手持金で生活を維持しつつ就職活動を重ねたが、障害・傷病を理由にどうにも就職できず、預貯金・手持金が減少して保護の開始に至ったようなケースでは、この世帯の開始理由をどの理由に分類するのか、ケースワーカーごとに判断基準が異なることもありうると思われる。

いた者の離別等」を開始理由とする世帯の約3割はDVの被害を受けている。

さらに、保護開始に至るまでの消費者金融等からの借金の存在について、保護開始時のデータで記載があったのは61世帯（49.6%）である。学歴別にみると、高卒資格をもたない場合（中卒、高校中退）は51.7%、高卒以上の場合には46.8%である。保護の開始理由別にみると、「働いていた者の離別等」を開始理由とする場合は55.1%、それ以外を開始理由とする場合は42.6%であり、「働いていた者の離別等」を開始理由とする世帯の半数以上が消費者金融等からの借金問題を背景に抱えている。

なお、DV、借金については、あくまで保護開始時のデータから確認できた数にすぎず、本人の口述がなかったり本人が口述しても記載されない場合もあるであろうことに鑑みると、実際には本調査データより多く存在しているものと考えられる。DVの記載があった27世帯のうち16世帯（59.3%）は借金についての記載もあり、経済的困難とDVの関連性の強さばかりでなく、DVと借金についても相互に関連している可能性がうかがわれる。高卒女性より高卒資格をもたない女性のほうが借金とDVのいずれも確認された割合は高く、低学歴女性がより経済的・身体的・心理的暴力にさらされやすいことが推察される。

### （3）成育歴・保護歴

先行研究では被保護母子世帯は保護開始の前後のみならず子ども期から長期的な困難を経験してきた世帯が多いことが指摘されている。本調査対象における母の成育歴をみても、子ども時代（20歳未満）から厳しい成育環境におかれていたケースが少なくない。20歳までの親との離死別経験（親の離婚、死亡、失踪等）について記載されていた世帯は45世帯（36.6%）であり、20歳以降を含めると、保護開始時までに親との離死別を経験したと記載されていた世帯は66世帯（53.7%）である。学歴別にみると、20歳までに親との離死別を経験した世帯は、高卒以上の場合には27.4%であるのに対して、高卒資格をもたない場合（中卒、高校中退）は45.0%と高い。すなわち、被保護母子世帯の母の少なくない割合が子ども時代に親の離婚、死亡、失踪など親との離死別を経験しており、しかも、高卒資格をもたない母ほど、本人の成育過程において親との離死別を経験している。

次に、過去の保護歴をみると、保護開始時のデータで母の過去の保護歴が記載されていたのは35世帯（28.5%）である。母の年齢から受給時期を推定すると、母が20歳未満の時期に保護を受けていたのは8世帯（6.5%）であり、うち4世帯は20歳以降にも保護歴がある。残り26世帯（21.1%）の保護歴は母が20歳以降の時期にあたり、時期不明だが保護歴ありと記載されていたのが1世帯（0.8%）である。学歴別に保護歴ありの割合をみると、高卒資格をもたない場合（中卒、高校中退）は33.3%、高卒以上の場合には24.2%である<sup>(8)</sup>。

---

(8) 成育歴における保護歴については、インタビュー調査でも定住家族において生活保護受給経験のあるケースがあった。小学生のときに父と死別し、母子世帯の子どもとして保護を受けていたある女性の事例では、高卒後、専門学校への進学を希望していたものの、経済的理由から進学を断念し就労していた。結婚後も、夫の低収入ゆえに自らも就労して家計を維持したが、夫の度重なる借金により離婚に至っている。その後、4人の子を抱えながら保護を受給するも、ヘルパー資格を取得して介護職員として就職し、数カ月で保護を廃止している。最初のインタビューでは、自らの子ども期の貧困経験から「働く姿を子どもにみせたい」という強い思いを有していることが確認された。しかしその後の経過をみると、介護職員の仕事は夜勤があるうえ長時間労働であり、へ

しかし、この過去の生活保護歴については、その解釈において留意が必要である。A自治体で生活保護を受給した世帯の記録がコンピュータ上で遡及できるのは1989年以降であり、1989年以前の保護歴、他の自治体における保護歴、世帯員としての保護歴については、本人の口述がなければ正確な情報の把握は事実上困難である。本人が子ども時代に世帯員として保護を受けていたとしても、本人がその事実を認識していたとは限らない。したがって、実際の過去の保護歴は本調査データより多いものと推測されるが、本調査データにおいても3割もの世帯に過去に保護歴があった。そのうち母が20歳以降に保護を受けた経験がある世帯は、本人が世帯主あるいは世帯主の配偶者として保護を受け、いったん保護が廃止されたものの、再び保護が開始された再受給ケースである。このことは、本調査対象世帯は2005年度に保護が廃止された世帯であるが、これらの世帯の一部は再び保護に戻ってくる可能性があることを示唆しており、その点を踏まえれば、生活保護行政においては保護受給中のみならず保護廃止後の支援が重要であることを示している。

### 3 生活保護の廃止水準

前節では、保護開始時のデータからどのような世帯が保護開始に至ったのかについて数量的に把握できる範囲で考察した。本節では、保護廃止時のデータからどのような世帯がどのような状況のもとで保護廃止に至っているのかについて検討する。

#### (1) 生活保護の廃止理由

A自治体における2005年度の保護廃止世帯（483世帯）のうち、廃止時点の世帯類型が「母子世帯」であったのは104世帯（21.5%）である。開始時「母子世帯」123世帯と比べて世帯数が少なくなっているのは、子どもの転出や成長により「母子世帯」の世帯類型定義から外れた世帯があるからである。

図表2は、母子世帯の保護廃止理由を全国とA自治体でみたものである。最も多いのは「働きによる収入の増加・取得」であり、全国では4割（41.5%）、A自治体では行政資料で5割（48.4%）、本調査データで4割（39.4%）である。A自治体の行政資料と本調査対象データで数字が異なる理由は、本調査では2005年度（2005年4月1日～2006年3月31日）に廃止手続きが行われても廃止年月日が期間外であるケースは対象から外し、期間外に廃止手続きが行われても廃止年月日が期間内であるケースは対象に含めるなど、A自治体の行政管理上の記録である2005年度廃止世帯数とは若干の異同があるためである。また、本調査では、廃止世帯の廃止理由を精査し、同様の廃止事例でもケースワーカーごとに廃止理由の判定が異なっていたケースについては、統一した基準で廃止理由を再判定したことによる。

全国の廃止理由で「働きによる収入の増加・取得」に続いて多いのは「その他」（31.5%）であり、A自治体でも廃止理由の第2位（34.6%）にあがっている。全国統計では「その他」の内訳は把握できないが、本調査データをみると「転出」（11.5%）と「保護辞退」（11.5%）が主であり、そのほか

---

ルニアをはじめとする体調の悪化や職場での複雑な人間関係から心身ともに疲労困憊し、複数の職場に転職するも退職を余儀なくされ、直近のインタビューでは保護の再受給に至っていた。

図表2 生活保護の廃止理由（母子世帯）

	全国	A自治体	
	2005年9月 廃止世帯	2005年度 廃止世帯 (行政資料)	2005年度 廃止世帯 (本調査)
傷病治癒	1.1%	-	-
死亡	0.6%	-	1.9%
失そう	2.7%	2.4%	3.8%
働きによる収入の増加・取得	41.5%	48.4%	39.4%
働き手の転入	8.5%	9.7%	14.4%
社会保障給付金の増加	1.5%	0.8%	-
仕送りの増加	2.3%	2.4%	1.0%
親類・縁者等の引取り	8.9%	4.8%	4.8%
施設入所	0.5%	-	-
医療費の他法負担	0.9%	-	-
その他	31.5%	31.5%	34.6%
(転出)		(6.5%)	(11.5%)
(資産活用)			-
(世帯合併)			(1.0%)
(逮捕・拘留)			(4.8%)
(指導・指示不履行)			(2.9%)
(保護辞退)			(11.5%)
(その他)			(2.9%)
計	100.0%	100.0%	100.0%

出所) 全国は『平成17年度 社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)』。

注) ・A自治体の本調査は2005年度廃止世帯で廃止時「母子世帯」だった104世帯の廃止理由である。

・A自治体の行政資料における「その他」の内訳は「転出」のみ把握可能である。

「逮捕・拘留」(4.8%)、「指導・指示不履行」(2.9%) などがある。

これらの廃止理由をみて確認できることは、廃止世帯すべてが世帯の自立助長という生活保護制度の目的に沿った廃止であるとは限らないことである。「死亡」はもとより、「失そう」「逮捕・拘留」「指導・指示不履行」は、要保護状態であるにもかかわらず保護が廃止されたケースである。「転出」のなかでも、仕事、結婚、親族の引き取りなどを理由に転出する場合では保護の終了が予測されるが、転出先の自治体で保護が継続される場合もある(ケース移管)。また、「働き手の転入」として分類される結婚のなかには、妊娠を契機に結婚するとして保護廃止となるケースが多く、実際に結婚して同居を開始するのか、保護廃止時のデータでは確認することができない。

このように、生活保護の廃止すなわち自立であるとは必ずしもいえない状況のなかで、被保護世帯は保護廃止後にどのような生活を営んでいけるのかについては、本調査対象世帯でも過去に保護歴のある世帯が少なくないことからしても重要な関心事項である。そこで次項では、廃止世帯はどのような所得水準で廃止に至ったのか、保護廃止時の所得水準(廃止水準)を分析する。

## (2) 収入認定額からみた廃止水準

まず、廃止時の母子世帯の収入認定額が当該世帯の最低生活費と比べてどのくらいの水準にあっ



図表3 廃止月の最低生活費に占める収入認定額の割合

	廃止時「母子世帯」			うち「働きによる収入の増加・取得」による廃止世帯		
	世帯数	割合	累積百分率	世帯数	割合	累積百分率
100%以上	22	21.2%	21.2%	8	19.5%	19.5%
90%以上100%未満	3	2.9%	24.0%	3	7.3%	26.8%
80%以上90%未満	6	5.8%	29.8%	3	7.3%	34.1%
70%以上80%未満	5	4.8%	34.6%	4	9.8%	43.9%
60%以上70%未満	4	3.8%	38.5%	2	4.9%	48.8%
50%以上60%未満	8	7.7%	46.2%	4	9.8%	58.5%
40%以上50%未満	10	9.6%	55.8%	4	9.8%	68.3%
30%以上40%未満	14	13.5%	69.2%	4	9.8%	78.0%
20%以上30%未満	26	25.0%	94.2%	9	22.0%	100.0%
20%未満	6	5.8%	100.0%	0	0.0%	-
計	104	100.0%	-	41	100.0%	-

注) 収入認定額とは、稼働収入，社会保障給付金，仕送り・養育費等すべての収入について，各種控除の適用後に実際に収入認定された金額の合計である。

たか，最低生活費と比べた収入認定額をもとに廃止水準を検討する。

図表3は，生活保護が廃止された月の最低生活費に占める収入認定額の割合を表したものである。収入認定額とは，稼働収入，社会保障給付金，仕送り・養育費等すべての収入を対象に実費控除・基礎控除等の適用後に実際に収入認定された金額である。廃止時「母子世帯」104世帯の廃止時の収入認定額水準をみると，収入認定額が最低生活費の「100%以上」だったのは2割（22世帯，21.2%）にとどまり，残り8割の世帯の収入認定額は最低生活費に達していない。最も多いのは「20%以上30%未満」26世帯（25.0%）であり，廃止世帯の4世帯に1世帯は最低生活費の20%台の収入認定額で廃止されている。累積百分率をみると，収入認定額が最低生活費の80%以上に達していたのは3割（29.8%），60%以上に達していたのは4割（38.5%）であり，最低生活費の半分以上（50%以上）の収入認定額があった世帯は全体の半数以下（46.2%）である。

世帯の収入認定額が世帯の最低生活費を必ずしも超えない段階で保護が廃止されているのは，前述したように「死亡」「失そう」「指導・指示不履行」「その他（転出）」など，要保護状態のまま保護が廃止されたケースも存在するからである。では，「働きによる収入の増加・取得」を理由として廃止された世帯はどうか。図表3の右列は「働きによる収入の増加・取得」で廃止された41世帯の廃止水準をみたものである。収入認定額が最低生活費の100%以上であるのは同じく2割（8世帯，19.5%）にとどまり，「20%以上30%未満」の水準で廃止された世帯（9世帯，22.0%）が最も多いのも同様である。

「働きによる収入の増加・取得」を理由とする廃止は，他の廃止理由による廃止とは異なり，保護廃止後は就労によって経済的に自立した生活が営めることが想定されているケースである。それにもかかわらず，なぜ収入認定額が必ずしも最低生活費を上回って廃止となっていないのか。生活保護統計における「働きによる収入の増加・取得」による廃止の定義をみると，「傷病治癒又は軽快に関係なく，働きによる収入が増え，又は稼働開始による収入増で最低生活費を上回ったこと又は見込みがたったことにより，保護が廃止された世帯」とされている。すなわち，「最低生活費を上回っ

た」だけでなく「見込みがたった」という理由も含まれているために、「働きによる収入の増加・取得」で廃止と分類されているにもかかわらず、廃止月の収入認定額が最低生活費を必ずしも上回っていないものと判断できる。実際、「働きによる収入の増加・取得」で廃止された41世帯のうち9世帯(22.0%)には稼働収入はなく、廃止月に収入認定されたのは児童手当・児童扶養手当・仕送り・その他であったが、これらの世帯は就労が決まり働きによる収入で生活できる見込みとなったことを理由に保護廃止となっている。

### (3) 母の賃金水準からみた廃止水準

次に、廃止時の母の稼働状況に着目し、どの程度の稼働収入があるのか、賃金水準の観点から廃止水準を検討する。保護の廃止月に母が稼働していた世帯は104世帯のうち49世帯(47.1%)であり、残る55世帯(52.9%)は稼働していない。ちなみに、全国被保護者一斉調査(厚生労働省)をみると、2005年度調査では全国の被保護母子世帯のうち稼働世帯は49.4%であり、ほぼ同程度の数値となっている。全国統計は調査時点で保護受給中の世帯が母集団であるため単純比較はできないが、本調査対象世帯の保護廃止時点においても稼働世帯は約半数である。

では、稼働世帯の母の賃金はどのような水準にあるのだろうか。廃止月の母の賃金は14,000円から215,000円までの幅がある。その内訳は、「5万円未満」9世帯(18.4%)、「5～10万円未満」14世帯(28.6%)、「10～15万円未満」17世帯(34.7%)、「15万円以上」9世帯(18.4%)であり、15万円未満で8割を占めている。

このような賃金は当該地域においてはいかなる水準にあるのか、A自治体地域の2005年の最低賃金を参照して検討してみよう。仮に最低賃金額で一日8時間・月22日稼働した場合を想定すると、月あたり176時間の稼働で賃金は約113,000円となる。この最低賃金をもとに算出した賃金月額をもとに廃止時の母の賃金水準をみると、①「113,000円以上」は20世帯(廃止時母稼働世帯の40.8%)、②「113,000円の半額である56,500円以上～113,000円未満」は16世帯(32.7%)、③「56,500円未満」は13世帯(26.5%)である。最低賃金月額を超えている世帯が4割あるものの、子どものいる世帯の所得水準としては低位なものであり、かつ、保護廃止後には各種の保険料・税金・家賃などの支出が増えることを踏まえると、家計の厳しさが予測される。

次に、廃止時点におけるこのような母の稼働収入の相違にはどのような条件が影響しているのかについて検討する。図表4・図表5は、稼働収入が比較的高位である①グループ20世帯、低位である③グループ13世帯の特徴をそれぞれ例示したものである。比較対照してわかることは、第一に、この2つのグループの廃止理由をみると、高位グループでは17世帯(85.0%)が「働きによる収入の増加・取得」で廃止となっているのに対し、低位グループでは6世帯(46.2%)にとどまっている。第二に、母と子の状況をみると、低位グループの母の年齢は30代後半以降は存在せず、20代を中心に比較的年齢の若い母が多い。そのため、低位グループでは乳幼児(6歳以下)がいる世帯が多くなっている。第三に、母の学歴階層は、高位グループでは「高卒」が17世帯(85.0%)であるのに対し、低位グループでは6世帯(46.2%)と半数に満たない。前節で考察した本調査対象世帯の母の学歴階層と比較すると、高位グループに「高卒」者が多く分布していることがわかる。第四に、就労状況をみると、高位グループでは「ヘルパー」7世帯・「保育士」1世帯・「准看護師」1世帯と

図表4 廃止時母子世帯の母の稼働収入・高位グループ

母の廃止月の稼働収入(円)	母(廃止時)		子(廃止時)		廃止/開始理由		開始前状況		稼働状況		職業資格		成育期の親との離死別経験	受給期間	
	学歴	年齢	乳幼児数	12歳以上児数	廃止理由	開始理由	DV	借金	開始時	廃止時	保護開始前	保護受給期間中			
1	215,000	高卒	30代前半	0	0	収入の増加・取得	離別等	-	-	-	ヘルパー	-	ヘルパー 介護福祉士	-	6~7年
2	195,000	高卒	30代後半	0	2	収入の増加・取得	離別等	-	-	-	准看護師	-	准看護師	-	10年以上
3	184,000	中卒	10代後半	1	0	収入の増加・取得	離別等	有	-	-	スナック	-	-	-	1~2年
4	180,000	高卒	40代前半	0	2	収入の増加・取得	離別等	有	-	-	カラオケホール	-	-	-	1~2年
5	177,000	高卒	40代前半	0	2	収入の増加・取得	貯金等減少	-	有	有	ヘルパー	-	介護福祉士	有	2~3年
6	157,138	高卒	40代後半	0	1	収入の増加・取得	失業	-	-	有	ヘルパー	-	O A事務 ヘルパー	-	3~4年
7	155,000	高卒	40代前半	1	1	収入の増加・取得	その他	-	有	有	保育士	保育士	-	-	3~4年
8	153,000	高卒	30代後半	0	1	収入の増加・取得	離別等	-	-	有	医療事務	-	ヘルパー	-	3~4年
9	150,000	高卒	20代後半	1	0	収入の増加・取得	離別等	-	-	-	水産加工商店	-	ヘルパー	-	2~3年
10	148,000	高卒	30代後半	0	0	収入の増加・取得	離別等	-	有	有	衣料雑貨店	-	-	-	5~6年
11	144,000	高校中退	30代前半	0	2	収入の増加・取得	傷病	-	有	有	特別養護老人施設	ヘルパー	-	有	2~3年
12	140,000	高卒	40代前半	0	2	収入の増加・取得	その他(辞退)	離別等	-	有	ヘルパー	-	ヘルパー	-	5~6年
13	136,000	高卒	30代後半	1	1	親類・縁者等引取り	離別等	有	有	-	ヘルパー	-	ヘルパー	-	5~6年
14	129,000	高卒	30代後半	0	1	収入の増加・取得	離別等	-	有	-	事務+居酒屋	-	-	有	10年以上
15	129,000	中卒	30代後半	0	0	収入の増加・取得	失業	-	-	-	スナック	-	-	-	1~2年
16	128,000	高卒	40代前半	0	1	収入の増加・取得	貯金等減少	-	-	-	ヘルパー	-	O A事務 ヘルパー	-	10年以上
17	124,000	高卒	20代後半	1	0	その他(逮捕・拘留)	その他	-	-	-	生命保険外交員	-	-	-	2~3年
18	124,000	高卒	30代後半	0	1	収入の増加・取得	その他働きによる収入減	-	有	有	スナック	-	-	有	2~3年
19	120,000	高卒	20代後半	1	0	収入の増加・取得	離別等	-	-	-	事務	-	-	-	2~3年
20	120,000	高卒	30代後半	0	2	収入の増加・取得	離別等	-	有	-	コールセンター	-	-	-	4~5年

注 1) 乳幼児は6歳以下を指す。  
 2) 開始前状況のDV、開始前状況の借金、成育期の親との離死別経験については、本人の口述により把握されたものに限定されている。  
 3) 稼働状況の廃止時については、データの制約により、職業、産業、職種、勤務先等が混在している。

図表5 廃止時母子世帯の母の稼働収入・低位グループ

母の廃止月の稼働収入(円)	母(廃止時)		子(廃止時)		廃止/開始理由		開始前状況		稼働状況		職業資格		成育期の親との離死別経験	受給期間	
	学歴	年齢	乳幼児数	12歳以上児数	廃止理由	開始理由	DV	借金	開始時	廃止時	保護開始前	保護受給期間中			
1	56,000	高卒	20代後半	2	0	収入の増加・取得	離別等	-	-	-	食品製造業	-	-	有	6ヶ月以内
2	55,500	中卒	30代後半	1	2	その他(辞退)	その他	-	有	-	運転手兼作業員	-	-	有	1~2年
3	50,000	中卒	30代前半	1	0	親類・縁者等引取り	離別等	有	有	-	スナック	-	-	有	4~5年
4	50,000	高卒	30代前半	0	1	その他(指導・指示不履行)	離別等	-	有	-	経理事務	-	-	-	2~3年
5	46,000	高卒	20代前半	3	0	収入の増加・取得	離別等	-	有	有	弁当屋+物流業	-	-	有	6ヶ月以内
6	40,000	中卒	20代前半	1	0	収入の増加・取得	離別等	-	-	-	スナック	-	-	-	6ヶ月以内
7	35,000	高校中退	20代後半	1	0	働き手の転入(結婚)	貯金等減少	有	有	-	-	-	-	-	3~4年
8	30,000	高卒	30代後半	0	0	その他(転出)	離別等	-	-	-	-	-	-	-	8~9年
9	30,000	高校中退	30代前半	2	1	収入の増加・取得	貯金等減少	-	-	-	スナック	-	-	-	2~3年
10	30,000	高卒	20代後半	1	0	働き手の転入(結婚)	離別等	-	-	-	清掃	-	-	有	1~2年
11	22,000	高校中退	20代後半	1	0	収入の増加・取得	貯金等減少	有	有	有	化粧品販売会社	-	-	有	1~2年
12	17,000	高卒	20代後半	2	0	収入の増加・取得	貯金等減少	-	-	-	有・職業不詳	-	-	-	4~5年
13	14,000	高校中退	30代前半	0	0	その他(辞退)	離別等	有	有	有	スナック	-	-	有	9~10年

注 図表4と同じ

専門職種に従事している世帯が計9世帯(45.0%)あるのに対し、低位グループでは皆無である。これには、資格の保有状況が影響していると思われる。すなわち、高位グループでは、保護開始前に2世帯、保護受給期間中に9世帯が資格を取得するなど、計11世帯(55.0%)が資格保有者であり、そのほとんどが資格を活かして就労している。これに対し、低位グループでは、保護開始前・保護受給期間中のいずれにおいても職業に関連する資格を取得した者は皆無である。また、資格取得者の学歴をみると、11世帯のうち10世帯は「高卒」、1世帯は「高校中退」であり、高卒者が大半となっている。第五に、受給期間をみると、「3年未満」の世帯は低位グループの8世帯(61.6%)に対して高位グループでは9世帯(45.0%)にとどまり、全般的に高位グループのほうが受給期間は長い傾向がみられる。ここで注目すべきは、保護受給期間中に資格を取得した9世帯で受給期間3年未満は2世帯しか存在せず、「3~4年」2世帯、「5~6年」2世帯、「6~7年」1世帯、「10年

以上」2世帯と、比較的長期に受給している世帯が多い点である。

以上のように、母・子の年齢、学歴、職種、職業資格、受給期間などの諸点において高位グループと低位グループでは相違がみられ、このような諸要素が相互に関連して母の賃金に影響していると推測される。なお、親との離死別経験と学歴との関連性については前節における開始状況の分析で指摘したところである。この点を廃止時でみると、20歳までの成育期における親との離死別経験は高位グループの5世帯（25.0%）に対して、低位グループでは7世帯（53.8%）と半数強を占めており、成育家族の資源状況がその後の生活基盤の形成に影響を与えていると推測されることも見逃してはならない点である。

#### (4) 子どもの転出・就労

母子世帯の廃止水準に影響を与えるもうひとつの要素として、子どもの転出と就労がある。まず転出については、たとえば、子どもが学校卒業後に就職や結婚などで転居した場合、人数減にともない世帯の最低生活費は減額される。そのため、収入認定額が変わらない場合でも、最低生活費に占める収入認定額の比率は高くなることから、要否判定で「否」となる場合が出てくる。次に子どもの就労については、たとえば、子どもが学校を卒業して稼働するようになると、その賃金が収入認定されるため、母の稼働収入と合算して要否判定で「否」になる場合が出てくる。あるいは、子どもの収入が合算されることによって収入増の見込みがたったとして廃止となる場合もある。

本調査対象世帯のうち、「母子世帯」として保護を開始しそれ以外の世帯類型で廃止された31世帯のなかには、これらに該当する世帯がみられる。廃止時の世帯構成は、母1人の単独世帯が15世帯（48.4%）、18歳以上の子がいる母と子の世帯が15世帯（48.4%）、保護開始後に結婚して夫婦で保護受給を継続した夫婦世帯が1世帯（3.2%）である。母1人の単独世帯として保護が廃止された世帯は、子どもが転出したあとでも母1人では自活できる状況になく保護が継続されていた世帯である。18歳以上の子がいる母と子の世帯とは「母と18歳以上の子ども」「母と18歳以上の子どもと18歳未満の子ども」からなる世帯であり、同居している長子は18歳から23歳の年齢層である。この15世帯のうち廃止月に子どもの稼働収入があった世帯は5世帯であり、73,000円～135,000円の収入を子どもが得ている。残り10世帯には子どもの稼働収入はなかったが、そのうち4世帯は子どもが稼働を開始するとして収入増の見通しから廃止となっている。

このように、有子世帯の場合には、子どもの転出・就労が直接的に世帯に変動をもたらし、保護の廃止の動向にも影響している。

#### おわりに

本稿は、A自治体の2005年度生活保護廃止世帯のうち、母子世帯を対象として保護の開始時と廃止時の状況について自治体データをもとに分析し、どのような世帯が生活保護制度を利用し、どのような所得水準や世帯条件のもとで廃止されているのかについて考察してきた。保護開始時のデータからは、母子世帯の母の約半数は就労機会が極めて制約される中卒（中卒・高校中退）の学歴しか有しておらず、成育過程において親との離死別を経験している世帯も少なくないことが把握され

た。中卒学歴の母は高卒資格をもつ母と比べて学歴によってより不利な状況に置かれやすいうえに、成育過程での親との離死別経験者もより多く、親族による支援も得られにくい状況にあることが推察される。第1子の出産年齢は若く、10代や20代前半から子育てを開始しており、同世代が経験している一般的な就学機会や就労機会は得られていない。さらに、借金、DV、障害・傷病など、生活保護を開始する母子世帯には経済的困難を抱えるさまざまな背景事情が複合的に絡み合っていることが確認された。

保護廃止時のデータから明らかとなったことは、廃止世帯のすべてが世帯の自立助長という生活保護制度の目的に沿った廃止であるとは限らないことである。「死亡」「失そう」「指導・指示不履行」「逮捕・拘留」はもとより、結婚のため廃止するという場合でも、妊娠をきっかけに結婚するとして保護廃止となったケースなどでは、実際に結婚して同居を始めるのかどうか、廃止時点では確認されていない。女性単身世帯として保護を開始して母子世帯として廃止されたケースのなかには、妊娠したのち子の父である交際相手が失踪してしまったことから経済的に行き詰まり保護開始となっている例もあり、妊娠が結婚につながり、結婚が自立につながるとは必ずしもいえないのが現実である。

また、自立助長という制度目的に沿った廃止とみなされる「働きによる収入の増加・取得」ケースであっても、廃止月に最低生活費を超える収入認定額があった世帯は2割にとどまっており、多くの世帯は「働きによる収入の増加・取得」の「見込みがたった」ことで廃止されていた。廃止月に稼働していた母の賃金水準をみても、廃止後に母子が安定した生活基盤を継続できる賃金水準を確保できている世帯は少数であった。ただし、廃止時の母の稼働収入が比較的高位だったケースをみると、保護受給期間中に職業資格を取得し、職業資格を活かした就労に結びつけている例もあり、生活保護制度が職業訓練の受講機会を提供し訓練期間中の生活保障として機能する側面を示唆していた。それらのケースでは、開始から廃止までの受給期間が比較的長期にわたっており、保護の長期受給が自立の意欲を阻害するとは一概にいうことはできない。このように、被保護世帯の資格取得を促進する生業扶助の積極的な活用は、廃止後の安定的な暮らしに結びつく可能性がある一方、そのような職業資格の取得は高卒層に多いなど、学歴差があることも確認された。

本稿の調査対象データは、あくまで特定自治体における特定年度の生活保護廃止世帯をとりあげたものであり、全国の被保護層の特徴を代表するものではない。しかしながら、生活保護を「利用しやすく、自立しやすい」制度へと再編成させていくためには、このような被保護世帯の実態や現行制度が果たしている機能について具体的な把握を重ねていく必要があるだろう。最後に、以上のような知見をふまえて生活保護行政に対する政策的含意を整理する。

第一に、複合的な困難を抱える被保護母子世帯への支援のあり方についてである。DVは生活基盤を喪失させるばかりでなく、社会に対する信頼感や自己肯定感にも影響をもたらすことがさまざまな研究で明らかになっている。若年出産に頻度が高いとされる妊娠中の女性へのDVは、母体や胎児に影響を与えるだけでなく、被害女性がうつ状態のまま育児に携われば、児童虐待にもつながる危険性がある。DVに加え複合的な困難を抱えるケースにおいては、さらに深刻な心身への影響をもたらされることを踏まえると、被保護母子世帯への支援としては一律に就労自立を急ぐのではなく、社会に対する信頼感や自己肯定感を回復させる当事者のエンパワーメントを視野に入れた支援が必

要である。その意味において、被保護層が抱えるさまざまな問題を解決する必要性を認識した「日常生活自立支援」「社会生活自立支援」といった生活保護行政における新しいプログラムによる支援の進展が期待される。

第二に、学歴階層への着目と学歴階層に即した支援についてである。既存の生活保護統計には学歴の項目がなく、被保護層がどのような学歴階層にあるのか、公的には明らかにされていない。だが被保護層の学歴が総じて低いことは生活保護行政の現場では経験的に知られた事実であり、本調査対象データでも母子世帯の約半数は高校卒業資格を有していなかった。中卒層は一般的に就労機会が制約されるうえに、生業扶助を活用した職業資格の取得や専門職種での就労自立にも限界のある可能性がある。経済的に恵まれなかった成育環境や若年出産により就学機会を奪われたとするならば、生活保護を受けることにより過去の不利益が少しでも回復するような支援へとつながることが重要であり、母子世帯の子どものみならず母に対する教育支援など、高卒資格をもたない層へのよりいっそうの支援策が求められる。

第三に、生活保護の廃止のあり方についてである。保護の廃止にあたっては、自立の目処があるかどうか、廃止後の暮らしが実際に成り立つのかどうかについて、客観的根拠に基づく十分な調査・検討が必要である。収入認定額が最低生活費に達しなければ保護の要件に該当するなど、保護の受給権に関する十分な説明も求められよう。廃止水準がいかなるレベルにあるかについては、生活保護行政の運用や被保護層の実態把握のうえでもほとんど関心が払われていない。自立の目処が不確かな段階での保護の廃止は、保護の受給期間を短期化するが、保護廃止後に再び保護を開始する再受給ケースを増やしかねないことに留意すべきである。

第四に、廃止後の支援や低所得者支援の重要性についてである。保護廃止となった母子世帯がその後も経済的に安定した暮らしを維持するうえで、保護廃止後も支給が継続される児童扶養手当制度が母子世帯の暮らしの安定に果たす役割は大きい。保護の廃止後は、各種の社会保険料、税金、水道光熱費、家賃、医療費等の支出が増えるため、生活困難は持続する可能性があり、場合によっては悪化する可能性もある。生活保護制度以外に低所得者への支援制度が何もなく、所得の向上と生活の安定を見込めない世帯は保護を廃止できず受給し続けるか、廃止したとしても再開せざるをえない。廃止後も支援が継続されることこそが自立を促すと考えると、児童扶養手当の削減は、保護を受けていない母子世帯の家計を圧迫するばかりでなく、被保護母子世帯の自立をも阻害するものである。また、廃止後の支援の継続が廃止後の生活の安心と保護からの自立的な廃止につながることを踏まえると、複合的な困難を抱えている被保護母子世帯に対しては、関係機関とネットワークを構築しつつ保護廃止後のフォロー体制を整備することが望まれる。

(ふじわら・ちさ 岩手大学准教授(社会科学系))

(ゆざわ・なおみ 立教大学コミュニティ福祉学部教授)

\*本研究は2006～2008年度科学研究費補助金(課題番号18330055)による研究成果の一部である。

【参考文献】

青木紀編『現代日本の「みえない」貧困—生活保護受給母子世帯の現実』明石書店, 2003年。  
 大友信勝「母子世帯調査報告—被保護母子世帯調査を中心にして」『生活問題研究』創刊号, 1985年11月。  
 古根村博和「多重債務と生活保護」『賃金と社会保障』1409・1410号, 2006年1月。  
 杉村宏「生活保護受給母子世帯の自立支援課題—生活保護ケースワーカーの役割」『教育福祉研究』9号, 2003年3月。  
 樽川典子「被保護母子世帯の自立性と依存性」『母子研究』11号, 1991年7月。  
 中澤直子「10代の妊産婦とドメスティックバイオレンス」『こころの科学』141号, 2008年9月。  
 中園桐代「生活保護受給母子世帯の「自立」支援：釧路市<調査>を事例として」『賃金と社会保障』1426号, 2006年9月。  
 布川日佐史編『生活保護自立支援プログラムの活用1—策定と援助』山吹書店, 2006年。  
 藤原千沙・湯澤直美・石田浩「生活保護の受給期間：廃止世帯からみた考察」『社会政策』1巻4号, 2010年2月。  
 松崎喜良「保護辞退と保護廃止—審査請求, 生活保護裁判事件を通して考える」『社会福祉学研究(神戸女子大学)』8号, 2004年11月。  
 道中隆『生活保護と日本型ワーキングプア：貧困の固定化と世代間継承』ミネルヴァ書房, 2009年。  
 森川美絵・増田雅暢・栗田仁子・原田啓一郎・谷川ひとみ「生活保護現業員の困難経験とその改善に関する研究—負担感・自立支援の自己評価を中心に」『厚生指標』53巻5号, 2006年5月。  
 湯澤直美・藤原千沙「生活保護世帯の世帯構造と個人指標」『社会福祉学』50巻1号, 2009年5月。

## 法律文化社

〒603-8053 京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71 ●価格が定価(税込)  
 TEL 075 (791) 7131 FAX 075 (721) 8400 <http://www.hou-bun.co.jp/>

### 重版出来

## 大都市のひとり暮らし高齢者と社会的孤立

河合克義 著 ●A5判 / 386頁 / 5670円

## 現代労働問題分析

●労働社会の未来を拓くために

石井まこと・兵頭淳史・鬼丸朋子 編著 ●A5判 / 320頁 / 3150円

市民が誤りがちな労働問題に関する「常識」の非常識を正す。新自由主義的潮流に—線を描き、論争の磁場を提供。

第一部 賃金・労働時間問題 賃金・労働時間問題の争点(鬼丸朋子) / 年功賃金を考える(岩佐卓也) / 労働組合と賃金(赤堀正成) / 最低賃金制の今日的意味(山本興造) / 長時間労働と労働者生活(齋谷 徹)

第二部 雇用問題 雇用問題の争点(石井まこと) / 日本の雇用の変化と仕事・働き方(鹿嶋秀晃) / 企業社会の変容と女性の働きにくさ(高橋祐吉) / 産業構造変化と雇用(久野国夫) / 不安定就業労働者の増大とその今日の特質(白井邦彦) / 雇用と集団労働の基礎理論(藤原直樹)

第三部 労働組合・労使関係問題 労働組合・労使関係問題の争点(兵頭淳史) / 日本における新しい労働運動(東 洋志) / 労働の人間化と労使関係(今村寛治) / ドイツにおける労働組合の役割と「労働」の力(大重光太郎) / 新たな運動領域とローカルセンター(岡本 一)

特別寄稿「日本の低賃金論の承襲」(下山房雄)

## 新しい福祉サービスの展開と人材育成

埋橋孝文 / 同志社大学社会福祉教育研究支援センター 編 ●A5判 / 290頁 / 2940円

新たな展開に対応できる人材とは——国際的な「理論・実践循環型」教育システムの構築を目的とした共同研究の成果。

I 新しい福祉サービスの展開 地域福祉における「新たな福祉サービス」の開発と推進 / 自殺予防におけるソーシャルワークの視点と可能性 / 地域包括支援センターの主任介護支援専門員の役割 II 明日の福祉を担うヒューマンパワーの育成 職業としての福祉職 / 社会福祉士養成における実習教育の動向と課題 / 事例を用いた研修モデルの構築 / 実習科目における新たな試み III 福祉サービスとヒューマンパワーに関する国際比較 社会支出の日韓比較 / 日本と韓国におけるNPO・NGO / 日・韓の高齢者福祉分野におけるヒューマンパワー / 中国における高齢者福祉サービスと人材育成

63